

(第 1 面)

産業廃棄物処理計画書	
令和 6 年 5 月 31 日	
鳥取県知事 様	
提出者	
住 所 日野郡 江府町 佐川 882 番地	
氏 名 有限会社 住 田 組	
代表取締役 住 田 孝 昭	
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号 0859-75-2520	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 12 条第 9 項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名 称	有限会社 住 田 組
事業場の所在 地	日野郡 江府町 佐川 882 番地
計画期 間	令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種 類	総合工事業 土木工事
②事業の規 模	令和 5 年度 元請完成工事高 5 億 2174 万円
③従業員 数	20 人

④産業廃棄物の一連の処理の工程	- がれき類（アスファルト、コンクリート殻） 工事を受注⇒発注者から工事設計書に委託業者及び予定数量記載⇒委託処理業者及び収集運搬業者と契約⇒委託処理業者へ運搬⇒（中間処理）破碎処理⇒最終処分（再生砕石） - 木くず類（草、雑木、根株等） 工事を受注⇒発注者から工事設計書に委託業者及び予定数量記載⇒委託処理業者及び収集運搬業者と契約⇒委託処理業者へ運搬⇒木材売却もしくは破碎処理⇒最終処分（再生チップ・焼却等） - 廃プラスチック類、混合廃棄物 工事を受注⇒発注者から工事設計書に委託業者及び予定数量記載⇒委託処理業者及び収集運搬業者と契約⇒委託処理業者へ運搬⇒破碎処理⇒最終処分（埋立等）
-----------------	--

(日本工業規格 A列4番)

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項		
(管理体制図)		
代表取締役 工事部（各工事現場作業長） 総務部（産業廃棄物事務担当）		
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項		
①現状	【前年度（ 令和 5 年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	がれき類
	排出 量	1295.14 t
	木くず類	566.1 t
(これまでに実施した取組) がれき類はアスファルト殻とコンクリート殻が混合しないように注意する。 木くず類は、上質なものは木材市場に売却処理する。		

	②計画	【目標】		
		産業廃棄物の種類	がれき類	木くず類
		排出 量	600.0 t	400.0 t
		(今後実施する予定の取組) がれき類は、アスファルト殻とコンクリート殻が混合しないように注意する。 木くず類は、上質なものは木材市場に売却処理し、それ以外は再生処理業者に委託する。 6年度は、請負工事受注次第で木くず類の排出量が前年度より多くなる か減少するかは未定。		
	産業廃棄物の分別に関する事項			
	①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) がれき類は、アスファルト殻とコンクリート殻が混合しないように、注意する。 木くず類は、上質なものは木材市場に売却処理し、それ以外は再生処理業者に委託する。		
	②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 工事受注状況により種類も排出数量も異なるため、今後の取組みは特定できない。		

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項				
	①現状	【前年度（ 年度）実績】		
		産業廃棄物の種類		
		自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
		(これまでに実施した取組)		
	②計画	【目標】		
		産業廃棄物の種類		
		自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t

		(今後実施する予定の取組)	
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		

	②計画	【目標】 <table> <tr> <td>産業廃棄物の種類</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量</td><td>t</td><td>t</td></tr> <tr> <td colspan="3">(今後実施する予定の取組)</td></tr> </table>	産業廃棄物の種類			自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	t	t	(今後実施する予定の取組)														
産業廃棄物の種類																							
自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	t	t																					
(今後実施する予定の取組)																							
産業廃棄物の処理の委託に関する事項																							
	①現状	【前年度（令和 5 年度）実績】 <table> <tr> <td>産業廃棄物の種類</td><td>がれき類</td><td>木くず類</td></tr> <tr> <td>全処理委託量</td><td>1,295.14 t</td><td>566.1 t</td></tr> <tr> <td>優良認定処理業者への 処理委託量</td><td>t</td><td>t</td></tr> <tr> <td>再生利用業者への 処理委託量</td><td>1,295.14 t</td><td>566.1 t</td></tr> <tr> <td>認定熱回収業者への 処理委託量</td><td>t</td><td>t</td></tr> <tr> <td>認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量</td><td>t</td><td>t</td></tr> <tr> <td colspan="3"> (これまでに実施した取組) がれき類は再生処理業者にすべて委託。 木くず類は、上質なものは木材市場に売却。それ以外は、すべて 再生処理業者に委託。 </td></tr> </table>	産業廃棄物の種類	がれき類	木くず類	全処理委託量	1,295.14 t	566.1 t	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t	再生利用業者への 処理委託量	1,295.14 t	566.1 t	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t	(これまでに実施した取組) がれき類は再生処理業者にすべて委託。 木くず類は、上質なものは木材市場に売却。それ以外は、すべて 再生処理業者に委託。		
産業廃棄物の種類	がれき類	木くず類																					
全処理委託量	1,295.14 t	566.1 t																					
優良認定処理業者への 処理委託量	t	t																					
再生利用業者への 処理委託量	1,295.14 t	566.1 t																					
認定熱回収業者への 処理委託量	t	t																					
認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t																					
(これまでに実施した取組) がれき類は再生処理業者にすべて委託。 木くず類は、上質なものは木材市場に売却。それ以外は、すべて 再生処理業者に委託。																							

(第5面)

	②計画	【目標】
--	-----	-------------

		産業廃棄物の種類	がれき類	木くず類
		全処理委託 量	600.0 t	400.0 t
		優良認定処理業者への処 理委託 量	t	t
		再生利用業者への 処理委託 量	600.0 t	400.0 t
		認定熱回収業者への 処理委託 量	t	t
		認定熱回収業者以外の熱 回収を行う業者への処 理委託 量	t	t
		(今後実施する予定の取組)		
受注する工事の状況により、排出する種類も数量も特定できない ため、予定できない。 従来通り、再生処理業者に委託し、自社での保管、処理はない。				
※事務処理欄				

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)① 欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)② 欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④ 欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

